

岩手県告示第689号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年8月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 盛岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画公園事業7・6・2号岩山公園
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 盛岡市新庄字岩山14番1、14番2、16番1、16番2、16番3、16番4、24番、29番、32番、34番、50番7の一部、50番14及び50番18の一部、川目第16地割147番55の一部及び87番9並びに加賀野字才ノ神26番1、26番16及び26番20の一部
 - (2) 使用の部分 盛岡市新庄字岩山13番、15番、17番、19番、20番、21番、22番、23番、26番、27番、30番1、30番2、31番、33番、50番6の一部、52番の一部及び53番並びに川目第16地割147番56並びに第19地割86番11の一部、87番1の一部及び87番10
- 4 事業施行期間 平成24年3月30日から平成34年3月31日まで